

衆院憲法審査会の「緊急事態条項」審議

統一地方選に注目が集まるが、国会の動きにも目が離せない。参院での大軍拡をめぐる予算審議、衆院憲法審査会などだ。ここでは憲法審査会を取り上げる（朝日新聞 3月31日朝刊）。

緊急事態条項をめぐり衆院憲法審査会で30日、自民党が議員任期の延長を承認する国会議決要件について「過半数」にすることも検討するよう提起した。緊急事態条項は、大規模災害などの際に政府の権限を一時的に強めるもの。内閣の判断で、法律と同じ効力を持つ政令を定めることなども自民は想定する。自公のほか維新、国民民主、無所属議員でつくる会派「有志の会」も条項新設に前向きで、立憲民主や共産は反対の立場を示している。

この日の憲法審では、国会がどのように緊急事態、特に選挙が長期間実施できない事態だと承認するのかについて、与党筆頭幹事の新藤義孝氏（自民）が「過半数議決こそ民主主義の根本ルール。3分の2による特別多数を求めるのは例外だ」と主張。「過半数」でよしとする考え方を排除すべきではないとの認識を示した。緊急事態条項の新設に前向きな維新、公明、国民民主などは「3分の2以上」の賛成を主張。

この日は立憲の枝野幸男前代表も出席し、「憲法は合意形成が重要。どこかの党派の議論をベースに議論するのではなく、方向性が一致できそうなテーマは何かという点から議論すべきだ」と、緊急事態条項新設へ議論が加速する審議の進め方に異論を示した。

緊急事態条項は憲法の原則を脅かすものである。自民党の国会議決要件「過半数」は論外だが、緊急事態条項の新設そのものが大問題である。3月24日レポートで紹介したが、松尾貴史さんが鋭く指摘しているので、緊急事態条項の問題点を再掲する。

国会では、あのナチスドイツが利用して世界の惨状を招いた悪法「全権委任法」と同質の「緊急事態条項」を憲法に新設する話が進行している。都合のいい時だけ野党のふりをする日本維新の会や国民民主党が、国民を守る憲法を毀損したり停止させたりする力までも政権に与えてしまう恐ろしい企てに加担するという展開になっている。

維新や国民などは条文案をまとめる方針ということだが、そもそも緊急事態条項というのは、国家緊急権に基づいて、戦争、災害、恐慌などに対応するため、国家権力を特別に強化させるという性質のものだ。緊急事態の宣言が発せられた時には、国民それぞれの基本的人権は奪われ、公権力による非人道的なことが日常的に行われる恐れがある。

「でも緊急事態ならば仕方がないだろう」などと思う人もいるだろうけれども、内閣の都合で何度でも「緊急事態」を延長することも条文に定めれば可能になる。当時、先進的な憲法だと言われたワイマール憲法下で、ナチスが強大な力を手に入れたのも同じ図式だ。

(2023年4月7日)